

【解答・解説】

正解 2

投資信託協会「交付目論見書の作成に関する規則（令和3年12月）」2条では、交付目論見書の表紙等（本文中の記載事項の前まで）に記載する事項を次のように定めている。

- (1) 交付目論見書である旨
- (2) 金商法上の目論見書である旨
- (3) ファンドの名称及び商品分類
- (4) 委託会社等の情報
- (5) 受託会社に関する情報
- (6) 詳細情報の入手方法
- (7) 使用開始日
- (8) 届出の効力に関する事項
- (9) 商品分類及び属性区分表
- (10) その他の記載事項

選択肢のうち、「ファンドの目的・特色」は交付目論見書の本文には含まれるものの、表紙等には含まれないため正解は2となる。

こういった記載事項については、交付目論見書の実例で確認しておくこと記載内容の理解、定着につながりやすい。実際に自分で保有している投資信託など、具体的な交付目論見書の表紙で確認しておくことよ
いだろう。

なお、「交付目論見書の作成に関する規則（令和3年12月）」3条では、交付目論見書の本文に記載する事項を次のように定めている。

- (1) ファンドの目的・特色
- (2) 投資リスク
- (3) 運用実績
- (4) 手続・手数料等

これら本文での記載事項についても、実際の交付目論見書でどのように記載されているか確認し、理解しておくことよ
いだろう。

（参考）

投資信託協会 定款・諸規則等> 「交付目論見書の作成に関する規則（令和3年12月）」

<https://www.toushin.or.jp/profile/article/index.html>